

どんぐりひろば・児童遊園地

遊び場管理の手引き

名古屋市子ども青少年局

(令和 8年 7月改訂版)

目次

1	はじめに	2
2	どんぐりひろばとは	2
3	児童遊園地とは	2
4	管理責任者とは	3
5	どんぐりひろばに設置できるもの	3
6	どんぐりひろばを新設するには	4
7	どんぐりひろばを廃止するには	4
8	児童遊園地の補助は	5
9	遊び場の管理とは	5
10	遊具点検のチェックポイントは	6
11	ボール遊びの取扱いは	6
12	火気の取扱いは	7
13	保険は	7
14	市が負担する補修とその手続きは	7
15	市への届け出は	8
16	土地を提供された方は	8
17	実態調査とは	8
18	遊び場の目的外使用は	8
19	農薬（除草剤）を使用する場合は	10

1 はじめに

この手引きは、どんぐりひろば・児童遊園地の管理にあたり、「どんぐりひろば管理運営要綱」と「児童遊園地補助金交付及び管理運営要綱」を補足するものです。

2 どんぐりひろばとは

幼児の健全な育成を図るために設置している幼児のための小規模な遊び場で、設置するには次の条件等を備えている必要があります。

- (1) 敷地は、面積30㎡以上 700㎡未満で、無償で 1年以上使用できること
- (2) 交通事故等の危険性がなく、幼児の遊び場として安全に開放できること
- (3) 地域において管理・運営ができる体制があること

どんぐりひろばは、「どんぐりひろば管理運営要綱」に基づき、地域の方々と行政（子ども青少年局）が役割分担して管理運営を行っています。

3 児童遊園地とは

児童の健全な育成を図るために地域で設置される児童のための遊び場で、設置するには次の条件等を備えている必要があります。

- (1) 敷地は、面積 200㎡以上 700㎡未満で、新設の場合は 3年以上、既設遊園地に遊具等を整備する場合は整備完了後 1年以上使用できること
- (2) 土地に定着する遊具が設置してあること
- (3) 地域において管理・運営ができる体制があること

児童遊園地は、「児童遊園地補助金交付及び管理運営要綱」に基づき、地域の方々に管理運営していただき、行政はその支援のために補助を行っています。

《公園》との違いは

〈公園〉は都市公園法に定められており、通常市や県が設置し、管理しているもので、その基準等は法令で定められています。

都市公園は規模や形態等で多くの種別に分けられていますが、数の上で最も多いのが、私たちの身近にある街区公園です。本市設置分の都市公園の管理は、緑政土木局、各区の土木事務所等が担当しています。

一方どんぐりひろばや児童遊園地は、都市公園と異なり、地域の幼児・児童の健全育成を図る目的をもって児童福祉の立場で、地域の方々と行政が協同して設置しているもので、本市独自の〈遊び場〉事業です。

4 管理責任者とは

管理責任者は、どんぐりひろば・児童遊園地の日常的な管理を行う地域の方で、地域の町内会などの管理団体等と共同で遊び場の管理運営を行うとともに、本市との窓口になっていただく方です。

5 どんぐりひろばに設置できるもの

管理責任者が整備依頼書を所在の区役所民生子ども課に提出することにより、本市指定の次のものをどんぐりひろばに設置します。

- ・低鉄棒
- ・砂場（2 m×2 m）
- ・ベンチ
- ・標識（どんぐりひろばの名称と管理責任者等を掲示したもの）
- ・看板（どんぐり坊やのイラスト、火気厳禁、ボール遊び禁止を掲示したもの）
- ・ガードパイプ
- ・フェンス
- ・くずかご
- ・土留めブロック

本市で設置した本市指定のものについては、管理責任者が整備依頼書を所在の区役所民生子ども課に提出することにより、どんぐりひろばから撤去します。

6 どんぐりひろばを新設するには

①どんぐりひろばの設置条件を備えた土地を用意し、土地所有者の使用承諾を得てください。



②地域で管理・運営できる体制をつくり、管理責任者を決めてください。
(管理責任者が設置申請者となります。)



③所在の区役所民生子ども課で次の書類を受け取り、必要事項を記載し、所在の区役所民生子ども課に提出してください。

- ・第 1号様式「どんぐりひろば新規設置申請書」
- ・第 2号様式「どんぐりひろば用地所有者承諾書」
- ・第 3号様式「どんぐりひろば新規設置計画用図」

区役所民生子ども課は、申請内容を調査の上、子ども青少年局へ書類を送付します。子ども青少年局で設置決定をした後、現地で立会いを行い、設置します。

なお、本市で敷地の測量は行いませんので、隣地との境界の明示は土地所有者あるいは申請者の方にさせていただきます。

7 どんぐりひろばを廃止するには

①地域で廃止の希望の合意を取り、土地所有者の承諾を得てください。



②所在の区役所民生子ども課で次の書類を受け取り、必要事項を記載し、所在の区役所民生子ども課に提出してください。

- ・第16号様式「どんぐりひろば廃止届」
- ・第17号様式「どんぐりひろば廃止確認書」(廃止を希望する理由が土地所有者からの申し出によるもの以外の場合必要)

区役所民生子ども課は、申請内容を調査の上、子ども青少年局へ書類を送付します。子ども青少年局で廃止決定をした後、現地で立会いを行い、廃止します。

なお、本市が設置したもの(フェンス、ベンチ等)は本市で撤去しますが、地域で設置したもの(倉庫、花壇等)は地域で撤去していただきます。工事の調整

等が必要となりますので、遊び場を廃止する場合は、事前に所在の区役所民生子ども課にご相談ください。

8 児童遊園地の補助は

補助金の額は対象工事における所要経費の10分の8で、新設の場合は400,000円、廃止の場合は200,000円、既設遊園地の整備の場合は160,000円を限度とします。(1,000円未満切捨て、所要経費10,000円未満のものは対象としません。)

補助金の交付申請は、原則として前回の補助金交付後1年6ヵ月経過後でなければできません。

補助金の対象とする工事内容は、遊具、ベンチ、くずかご、柵、看板、樹木(剪定、伐採)等、児童遊園地を設置し維持するのに必要なもののみです。

補助金の交付申請に必要な書類は区役所民生子ども課にあります。なお、補助申請は工事前に行っていただくもので、事後の申請はできないため、必ず事前に所在の区役所民生子ども課にご相談ください。

9 遊び場の管理とは

小さな子どもたちが日常的に利用する遊び場のため、次の点に重点を置いて管理をお願いします。

<安全の確保>

遊具や柵の点検、ガレキやガラス片等の除去はもちろんですが、子どもたちの遊びの仕方にも気をつけましょう。

<清潔の維持>

定期あるいは随時の清掃・除草を実施しましょう。特に幼児は地面に落ちている物や草を口に入れてしまうことがあります。除草の際は、子どもの遊び場ですので、やむを得ない場合※を除いて、薬剤等を使用しないで行いましょう。

清潔な遊び場は通りすがりに見ても気持ちがいいもので、ゴミを捨てる気持ちを失わせません。

※「19 農薬(除草剤)を使用する場合は」を参照

<円滑な運営>

開放された遊び場なので利用も子どもたちだけとは限りません。

子どもたちと一口に言っても幼児から小・中学生までおり、遊び方も様々です。利用者の誰もが安全に利用できるルールづくりも時には必要です。ただし、遊び場の設置目的、即ち「幼児・児童の健全育成」から逸脱しないようにお願いします。

遊び場の管理は、管理責任者が中心になりますが、ひとりでできるものではありません。地域の町内会あるいは自治会等の協力を得て初めて十分な管理が可能です。また清掃等は、地域の子ども会に活動のひとつとして、行ってもらうことも考えられます。

近年、遊び場の管理に関する苦情等が増えてきています。地域の実情にあった管理態勢を心がけ、地域で利用方法について、よく話し合ひましょう。

10 遊具点検のチェックポイントは

安全確保の中で遊具の安全は最も大切です。本市では年に 1回遊具の定期点検を実施していますが、日々の管理の中でも点検をお願いします。以下、遊具点検のチェックのポイントを掲げます。

- (1) ボルト・ナットの締めつけ具合や溶接部分も 1か所ずつ点検しましょう。
- (2) 遊具の可動部、支持部は最も力のかかるところです。その部分の損耗も大きいため、丁寧な点検を行いましょ。

遊具のほとんどは鉄製品です。もちろん頑丈にできていますが、錆びることにより徐々に強度も不足します。特に地面に接する部分は気付きにくいのでゆする等して注意深く点検しましょ。

11 ボール遊びの取扱いは

どんぐりひろばについては、野球、サッカー等のボール遊びは禁止となつています。児童遊園地でのボール遊びについては、管理運営要綱上の決まりはありませんが、地域で必要に応じてボール遊び禁止などのルールを決めていただいております。

一方で、近年、遊び場でのボール遊びにまつわる問題をよく耳にします。その傾向を大別すると、第 1に子どもたちの球技により隣家が迷惑を被る、あるいは

大きな子どもたちのボール遊びで小さな子どもたちが遊べないという点。第2にグラウンドゴルフ等の練習場となって子どもたちが利用しにくくなっているという点です。

こうした問題に対処するため、多くの遊び場では「ボール遊び禁止」の看板を掲示するなどの措置を取っていただいています。

遊びにもルールがあるように、遊び場の利用にもルールがなくではありません。このルールをつくることができるのは、管理責任者を始めとする地域の方々です。遊び場の設置目的に沿って、よく検討していただくようお願いします。(遊び場のルールを掲示した看板は地域の負担で設置していただいています。)

12 火気の取扱いは

どんぐりひろば・児童遊園地ともに火気の使用は禁止しています。子どもたちの安全を確保する観点から、花火はもちろん、喫煙も禁止です。

13 保険は

管理責任者を中心とした地域の管理団体の方などがどんぐりひろば・児童遊園地の清掃活動中の事故で怪我をした場合は、「名古屋市市民活動保険」の対象となります。事故の届出窓口は所在の区役所民生子ども課です。

14 市が負担する補修とその手続きは

どんぐりひろばにおける本市が設置した遊具等は本市が補修等を行います。以下、対象となるものを具体的に記します。

- (1) どんぐりひろばの砂場、低鉄棒、ベンチ、標識、フェンス、くずかごの補修
ただし、軽易なもので地域の方々でできるものは地域で補修をお願いします。
- (2) どんぐりひろばで市が設置した遊具等(一部、宝くじ寄贈遊具を含む)の補修
- (3) どんぐりひろばの樹木剪定、樹木伐採(本市が植樹したもので、地域の方でできない高木等に限りません。)

- (4) 整地・大量の盛り土・土留め等の工事はできません。(ただし、子ども青少年局が所有する土地にある遊び場については、設置目的の範囲内及びく地主との立場で、必要に応じて工事を行います。)

補修が必要な場合は所在の区役所民生子ども課にご相談ください。
なお、地域で設置したものは地域で補修をお願いします。

15 市への届け出は

管理責任者の変更、土地所有者等の変更があったときは、すみやかに所在の区役所民生子ども課に届け出てください。各種届け出の用紙は、区役所民生子ども課にあります。

16 土地を提供された方は

遊び場の敷地として土地を無償で提供された所有者の方には、その土地にかかる固定資産税・都市計画税を減免する制度があります。減免は、遊び場として提供されている期間及び面積が対象となります。

また、毎年 5月に本市が開催する児童福祉週間記念表彰式において、その前年度中に土地を提供された方に市長感謝状を贈呈しています。

17 実態調査とは

年に 1回、どんぐりひろば・児童遊園地の利用状況や管理状況について、管理責任者あてに実態調査書をお送りします。全ての遊び場の状況を把握するために必要な調査のため、回答のご協力をお願いします。

18 遊び場の目的外使用は

どんぐりひろば・児童遊園地の目的を妨げない範囲で、町内会などの地元住民

により組織された公共的団体が公共用に使用する場合（倉庫、掲示板、防犯灯等の設置など）は、以下の使用許可申請を行うことでどんぐりひろば・児童遊園地を目的外で使用することができます。

目的外使用で利用できる面積は、他の目的外使用による使用面積と合わせて、遊び場の総面積の 2分の 1未満で、使用許可申請は毎年度行う必要があります。

【市有地の場合】

①所在の区役所民生子ども課で次の書類を受け取り、必要事項を記載し、所在の区役所民生子ども課に提出してください。

・第 9号様式「行政財産使用許可申請書」

または

第18号様式「行政財産使用許可申請書」

※関係図面等を添えてください。

管理責任者の承諾欄があります。

↓

②所在の区役所民生子ども課より送付される「行政財産使用許可書」を受け取り後、許可された内容の使用をしてください。

【民有地の場合】

①土地所有者の承諾を得てください。

↓

②所在の区役所民生子ども課で次の書類を受け取り、必要事項を記載し、所在の区役所民生子ども課に提出してください。

・第10号様式「どんぐりひろば使用届」

または

第19号様式「児童遊園地使用届」

※関係図面等を添えてください。

土地所有者の許可欄と管理責任者の承諾欄があります。

なお、目的外使用で設置した設置物等は、修繕・撤去も含めて申請した団体が管理する必要があります。

19 農薬（除草剤）を使用する場合は

除草剤等の農薬は、使い方によっては人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性があります。特に、化学物質過敏症やアレルギーなどで、化学物質に対する感受性が高い方や、子どもや妊婦、病人などに対しては、化学物質による影響が大きくなる可能性があるため、注意が必要です。遊び場は幼児や児童が利用するため、より除草剤の取扱いについては慎重を期さなければなりません。

また、本市は除草剤等の農薬の使用について、「市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る基本指針」を作成し、適正使用に努めており、遊び場で除草剤を使用する際もこの指針を踏まえる必要があります。

子どもの遊び場であり、民家等が隣接しているどんぐりひろば・児童遊園地も多くあるため、可能な限り除草剤の使用はしないよう管理をお願いします。

やむを得ず除草剤を使用する場合は、本市の定める「除草剤取扱要領」を遵守する必要があります。

【主な注意事項】

- ・使用できるのは、農林水産省に農薬登録された除草剤のみです。
- ・除草剤を使用する際には、「どんぐりひろばにおける除草剤取扱要領」及び市の定める薬剤の適正使用に係る基本指針をご確認ください。
- ・除草剤使用について、どんぐりひろばの土地所有者に承諾を得る必要があります。
- ・事前に、周辺住民やどんぐりひろば利用者に除草剤使用について周知してください。また、除草剤の使用について理解を得られるよう努めてください。
- ・除草剤を使用する場合は、使用する除草剤に応じた期間どんぐりひろばを休園し、人が立ち入らないようにしてください。
- ・除草剤を使用する前に本市へ申請が、除草剤を使用した後 1週間以内に本市へ使用状況の報告が必要です。

【市有地の場合】

- ①「除草剤取扱要領」を確認し、除草剤の使用以外の除草方法や周辺への影響等について十分に検討してください。



- ②所在の区役所民生子ども課で次の書類を受け取り、必要事項を記載し、所

在の区役所民生子ども課に提出してください。

- ・第19号様式「どんぐりひろば休園届」

または

- 第25号様式「児童遊園地休園届」

- ・要領第 1号様式「どんぐりひろばにおける除草剤使用についての確認書」

または

- 要領第 1号様式「児童遊園地における除草剤使用についての確認書」

※休園届及び確認書の内容を確認し、休園の決定を行うことで、本市が除草剤の使用を許諾したとみなします。

↓

- ③所在の区役所民生子ども課より送付される「休園決定通知書」、要領第 2号様式「除草剤使用についての報告書」を受け取った後、周知をした上で安全に注意して除草剤を使用してください。遊び場は、適切な期間休園としてください。

↓

- ④除草剤使用后、1週間以内に次の書類を所在の区役所民生子ども課に提出してください。

- ・要領第 2号様式「どんぐりひろばにおける除草剤使用についての報告書」

または

- 要領第 2号様式「児童遊園地における除草剤使用についての報告書」

【民有地の場合】

- ①「除草剤取扱要領」を確認し、除草剤の使用以外の除草方法や周辺への影響等について十分に検討してください。

↓

- ②土地所有者の承諾を得てください。

↓

- ③所在の区役所民生子ども課で次の書類を受け取り、必要事項を記載し、所在の区役所民生子ども課に提出してください。

- ・第19号様式「どんぐりひろば休園届」

または

- 第25号様式「児童遊園地休園届」

※土地所有者の承諾欄があります。

・要領第 1号様式「どんぐりひろばにおける除草剤使用についての確認書」

または

要領第 1号様式「児童遊園地における除草剤使用についての確認書」

↓

④所在の区役所民生子ども課より送付される「休園決定通知書」、要領第 2号様式「除草剤使用についての報告書」を受け取り後、周知をした上で安全に注意して除草剤を使用してください。遊び場は、適切な期間休園としてください。

↓

⑤除草剤使用后、1週間以内に次の書類を所在の区役所民生子ども課に提出してください。

・要領第 2号様式「どんぐりひろばにおける除草剤使用についての報告書」

または

要領第 2号様式「児童遊園地における除草剤使用についての報告書」